

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項、PFOA又はその塩の項又はPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令案に対する意見公募（パブリックコメント）の結果について

令和6年11月29日

総務省消防庁予防課

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室

国土交通省総合政策局環境政策課

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

防衛省地方協力局環境政策課

令和6年9月25日（水）から令和6年10月25日（金）にかけて「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項、PFOA又はその塩の項又はPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令案」に関する意見募集を行いました。その結果、以下のとおり御意見を頂きました。

頂いた御意見並びに御意見に対する総務省消防庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省の考え方を別紙に取りまとめましたので公表します。

今回御意見をお寄せ頂いた皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：令和6年9月25日（水）～ 令和6年10月25日（金）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省ホームページ
- (3) 意見提出方法：e-Govの意見提出フォーム、郵送又はE-mail

2. 御意見等の総数

1件

(別紙)

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 PFOS 又はその塩の項、PFOA 又はその塩の項又は PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令案」に対する御意見及び御意見に対する考え方

	御意見	御意見に対する考え方
1	原子力でも利用することがあるため、主務省令の連名に原子力規制委員会を加えるべきではないか？	本省令の主務大臣は、「厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣及び第一種特定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣」(化審法第 53 条第 2 項第 2 号)であります。 原子力規制委員会は事業を所管していないため、これに該当しません。